

秦 野 市

更新年月日：平成24年4月1日

ホームページ <http://www.city.hadano.kanagawa.jp> / 特定行政庁の設置（昭和60年）

| 確認申請担当課 | 開発許可担当課 | 消防担当課 |
|---|---|---|
| 都市部建築指導課 〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号 TEL：0463-83-0883 直通 FAX：0463-82-7410 | 都市部開発指導課 〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号 TEL：0463-83-5123 直通 FAX：0463-82-7410 | 消防本部予防課 〒257-0031 秦野市曾屋 757 TEL：0463-81-5240 直通 FAX：0463-83-8322 |

| | | | | |
|---------------------|---|--|-----------------------------------|--|
| 建築基準法に基づく条例 | 秦野市建築基準条例 | | | |
| 定期報告対象建築物の概要 | 用 途 | 規 模 | そ の 他 | |
| | ・劇場, 映画館, 演芸場, 観覧場, 公会堂*1 | 100㎡超 | *1 屋外観覧場は1000㎡を超えるもの。 | |
| | ・百貨店, マーケット, 物販 | 500㎡超 | *2 児童福祉施設等については宿泊施設を備えるものに限定している。 | |
| | ・ホテル, 旅館*3 ・児童福祉施設*2*3 ・病院*3 | 300㎡超 〃 〃 | *3 2階以上で、当該用途が避難階以外に及ぶもの。 | |
| 中間検査制度の概要 | 構 造 | 用 途 | 規 模 | そ の 他 |
| | W, S, RC, S RC造 | 定期報告対象建築物（上記） | 全て | ・新築に限る ・仮設建築物を除く ・型式適合認定等建築物を除く ・計画通知による建物で階数が2以下または延べ面積が200㎡以下のものを除く ・定期報告対象建築物の百貨店、マーケット、物販は、福祉の街づくり条例の公共的施設に含まれるので注意してください。 |
| | | ・神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例第2条1項2号に規定する公共的施設で用途面積が定められていないもの | 全て | |
| | | ・同規則別表第1に施設の用途面積が定められているもの | 300㎡超 | |
| | | ・自己の居住用以外の戸建住宅（分譲住宅に限る） | 全て | |
| ・地階を除く階数が3以上建築物 | 全て | | | |
| 積雪荷重 | 垂直積雪量 35 cm 以上（ただし丹沢大山国定公園区域内は平成12年建設省告示第1455号の垂直積雪量による数値以上とする） | | | |
| 法第22条の指定 | 全域（国定公園の一部及び自然公園地域の一部を除く） | | | |
| 法第50条1項 | 階数の制限（第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域の階数の制限、最下階から数えて5を超えてはならない） | | | |

| | |
|----------------|---|
| 法第52条5項 | 地盤面の指定（第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域。ただし、地区整備計画等が定められた地域を除く。地盤面は、建築物が接する最も低い位置から3メートルの位置の平均高さ） |
| 法第52条8項 | 全域適用除外 |
| 日影規制 | 建築基準法 別表第四（に）欄 （は）欄 一（1低・2低） : (一) 3時間・2時間 : 1.5m 二（1中高・2中高） : (二) 4時間・2.5時間 : 4.0m 三（1住・2住・準住・近商・準工） : (二) 5時間・3時間 : 4.0m |
| | 日影図作成上の緯度（35° 30′）経度（現地※） ※「現地」とは国土地理院等の地図に基づいて申請地の経度を採用する場合 |
| 白地地域における建築形態制限 | 建ぺい率50%、容積率100%、道路斜線制限の勾配1.25、隣地斜線制限の高さ及び勾配20m+1.25 |
| その他の事項 | |